ウェルビーイング実践校 TOCO-TON（トコトン）
PR 用動画等制作業務　仕様書（案）

長野県教育委員会事務局
学びの改革支援課
（学校改革支援センター）

この仕様書は、長野県教育委員会事務局学びの改革支援課（以下「発注者」という。）が行う、ウェルビーイング実践校 TOCO-TON（トコトン）PR 用動画等制作業務（以下「本業務」という。）を委託するあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

１　事業名

ウェルビーイング実践校 TOCO-TON（トコトン）PR 用動画等制作業務

２　目的

ウェルビーイング実践校 TOCO-TON（トコトン）が取り組む、“すべての子どもが「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求するために、自ら学び方等を選択でき、自己実現できる学校づくり”について、その目指す理念や方向性、実際の事例を県民及び教育に携わる関係者に広く共有する動画及び TOCO-TON の理念やイメージを視覚的に表現したロゴマークを制作する。

制作した動画等を用いた PR を通して、取組について興味関心が高まり、県内各地で理念に共感した市町村や学校が新しい学校づくりに自らも挑戦したり、県外で教育に関心のある人が長野県の教育に興味を持ったりするなど、「学びの『新しい当たり前』を共に創る」機運が広がることを目的とする。

３　委託期間

契約締結日から令和８年３月 10 日まで

４　業務内容

（１）　動画の制作

ウェルビーイング実践校 TOCO-TON（トコトン）の取組を取材し、県内外の子育て世代や教職員、教職員志望者に対して、長野県の新しい学びを PR する動画を制作する。

ア　制作方針

（ア）　以下２パターンの動画を作成すること。
①県外の子育て世代をターゲットにし、長野県の学校選択や教育移住を促進する内容。
②長野県民をターゲットにし、長野県の学校改革、変化が具体的に伝わる内容

（イ）　動画素材は TOCO-TON に取り組んでいる全 12 市町村の小学校、中学校の様子やインタビュー内容等とし、各市町村小学校及び中学校それぞれ最低１校ずつ取材にいき動画素材を集めてくること。

イ　動画仕様

（ア）　４（１）ア（ア）の①、②の動画について、それぞれ３分程度の動画を一本、１分程度の動画を一本制作すること。（計４本）

（イ）　１分版は主にインスタグラムやフェイスブック等の SNS 用、３分版は主に YouTube や長野県教育委員会公式 HP、イベントでの放映等であることを踏まえ制作すること。

（ウ）　各動画の３分版は、可能な限り 12 市町村全ての素材を用いること。

（エ）　動画には内容を PR するためのテロップやインタビューの内容が分かるよう日本語字幕等を入れ、必要に応じて BGM を入れること。

（オ）　動画は原則フル HD 以上の画質とするが、３分版についてはイベント放映用として４K版も作成すること。

（カ）　後述する４（２）で制作した TOCO-TON ロゴマークを動画内で使用すること。

ウ　利用場面
（ア）　発注者のホームページ及びYouTubeチャンネルへの掲載
（イ）　発注者が関係する団体等のホームページ、SNS等への掲載
（ウ）　発注者が関与するイベント等での放映
（エ）　その他、発注者が必要と判断した場面での利用
エ　制作プロセス
以下の各プロセスにおいて発注者との合意を経て制作を進めることとする。
（ア）　取材、編集のスケジュール
（イ）　取材候補先のリストアップ
（ウ）　動画の構成、動画の簡易コンテの制作
（エ）　取材、撮影の実施
（オ）　動画の仮編集、本編集
各プロセスについて、発注者と十分に打ち合わせを行うこと。
また、打ち合わせにあたっては、各動画がよりよいＰＲ動画となるよう、受注者側から積極的に提案や意見を行うこと。

（２）　TOCO-TONロゴマークの制作
ア　制作方針
TOCO-TONのコンセプトである、「すべての子どもが、「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求するために、自ら学び方等を選択でき、自己実現できる学校」を踏まえ、TOCO-TONをPRできるロゴマークをデザインすること。
デザインにあたって、ロゴマークのターゲットは県外の子育て世代や県民とする。
イ　ロゴマークの利用場面
（ア）　４（１）で制作したTOCO-TON PR動画内
（イ）　発注者のホームページ及びYouTubeチャンネルへの掲載
（ウ）　発注者が関係する団体等のホームページ、SNS等への掲載
（エ）　発注者が関与するイベントや刊行物等への掲載
（オ）　その他、発注者が必要と判断した場面での利用
ウ　ロゴマーク決定へのプロセス
（ア）　受注者はロゴマークのデザイン案を３つ程度提案すること。
（イ）　発注者は提案されたデザイン案を協議し、１つに決定をする。
（ウ）　受注者は決定されたデザイン案を完成させること。

（３）　その他条件等
ア　肖像権や著作権に係る必要な手続きについて、取材・撮影、納品後加工、利用（YouTube等へのアップロード、報道機関への提供・貸出、Webサイト・SNS上での掲載等）にあたり、肖像権等にかかる新たな費用や許可申請等を発生させないようにすること。
イ　動画の素材は基本的に今回新規で撮影するものを使用すること。ただし、時間的に撮影困難であったり、既存素材を活用することで大幅な費用削減が見込めるような場合は、発注者と協議の上で既存の素材も活用できることとする。
ウ　業務内容について、疑義が生じたり協議事項が生じた場合は、速やかに発注者へ連絡し、打ち合わせを行うこと。

５　成果品

（１）提出物
ア　動画データ　※USBやDVD-R等の外部記憶装置に格納
イ　動画絵コンテ（データ及び印刷物３部）
ウ　ウェルビーイング実践校TOCO-TON（トコトン）ロゴ　　※背景透過データとする

（２）提出先
〒380-8570　長野県長野市大字南長野字幅下６９２－２
長野県教育委員会事務局　学びの改革支援課（学校改革支援センター）
担　当　　藤井、遠藤
電　話　　026-235-7434（※直通）
メール　　kyogaku@pref.nagano.lg.jp

6　完了検査

（1）受注者は、本業務完了後、本業務の責任者の立ち会いの上、発注者の検査を受けるものとする。
（2）受注者は、検査の結果、発注者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

7　業務の実施体制

（1）業務全体を統括するための責任者を置くこと。
（2）責任者は、業務執行に必要な要員等を確実に手配し・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、発注者へ提出すること。提案書においては、発注者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。
（3）責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、発注者からの求めがあった場合は、速やかに発注者へ報告すること。

8　成果品の帰属

（1）委託により制作された成果品に関する権利は発注者に帰属する。発注者は委託期間終了後も、必要とする期間において成果品の使用を継続する。
　また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受注者において必要な権利処理を行うこと。
　なお、受注者が従前権利を有する著作物を使用する場合は事前に発注者の同意を得るものとする。
（2）本事業成果品等は加工及び二次利用できるものとする。
　なお、合理的な理由がある場合はこの限りでないが、留保される権利について、発注者に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

9　個人情報の取得・保護・管理等

（1）受注者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
（2）受注者は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
（3）受注者は、成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

10　再委託

（1）受注者は、本委託業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者があらかじめ承諾した時は、その限りでない。
（2）発注者により再委託が承諾されたときは、受注者は再委託に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

11　その他

（1）受注者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め発注者と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者と協議すること。
（2）受注者は、本仕様書に記載されていない事項については、発注者の指示に従わなければならない。
（3）委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。